

第1部 土砂等の埋立て等を実施される方へ

徳島県生活環境保全条例（以下「条例」という。）の「土砂等の埋立て等に関する環境保全」（第2章第5節）の規定に基づき、土砂等の埋立て等に対する規制が行われています。（平成17年10月1日施行）

I 土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項

1 土砂等の埋立て等に対する規制の内容

「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積^{たい}をする行為であるため、公共事業や宅地等の造成工事における盛土等、建設残土の一時仮置き、砂利採取後の埋め戻し、農地の嵩上げなどの行為を含みます。

「土砂等の埋立て等」を行う場合には、土壌基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことが禁止され、また、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な対策を行うことが義務づけられています。

2 特定事業（一時堆積事業）の許可

土砂等の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等をする事業であって、その区域の面積が3,000㎡以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ知事の許可が必要な行為としています。

特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積^{たい}を行う事業（仮置き場等）についても、一時堆積事業として、知事の許可が必要となります。

※ なお、土砂等の埋立て等に該当しない行為、特定事業の許可を受ける必要のない行為もありますので、あらかじめ、お問い合わせください。

II 特定事業の許可申請を行う場合の留意事項

1 申請者（特定事業を行う者）について

「特定事業を行う者」とは、継続性を持った土砂等の埋立て等の行為を施工、管理する者であり、土砂等の埋立て等を主体的に推進する者が申請者となります。

なお、開発行為等に係る特定事業で、施工業者（請負業者等）が当該事業を施工、管理する場合は、施工業者が申請者となることができます。

2 許可の期間について

特定事業（一時堆積事業）の許可の期間は3年以内となっています。

3 申請に必要な事項について

(1) 申請に必要な書類

特定事業又は一時堆積事業の許可申請に必要な書類（P1-4～P1-5）を「特定事業（一時堆積事業）許可申請書作成要領」（P3-1）により作成してください。

(2) 特定事業を管理する事務所が設置されること

(3) 特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）が土壌基準に適合していること

許可の申請に当たっては、埋立て前の表土の土壌検査を実施し、その検査結果を申請書に添付する必要がありますので、土壌検査に必要な期間を見込んで申請の準備を進めてください。

条例では、検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行い、検査結果証明書は環境計量士が発行したものに限りとしています。試料の採取方法等が不適切な場合には、検査結果を有効とみなさないことがあります。

分析機関に検査を依頼する際、土壌基準を提示し、検査項目及び検査方法に誤りのないように注意してください。（埋立て等の目的が「田」の場合、「砒素」「銅」の項目についての含有試験も行う必要があります。）

試料の採取方法など土壌検査を実施する上での留意点は「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点について」（P 1－6）で確認してください。

※ なお、表土の土壌検査を必要としない場合がありますので、あらかじめ、お問い合わせください。

「土壌基準」：生活環境保全条例施行規則（以下「施行規則」という。）第35条
別表第5（P 5－12）

(4) 特定事業の完了時の土砂等の堆積の構造が、構造上の基準に適合していること

条例では、埋立て等した土砂等が特定事業区域外の地域への崩落や流出等による災害の発生を防止するため、構造上の基準を定めており、その基準に適合しなければなりません。

なお、特定事業を実施するために他の法令等の許認可等が必要な場合で、特定事業が施行規則に定める構造上の基準の適用除外となる行為に該当する場合、災害の発生を防止する措置が図られているものとして、条例の構造上の基準が適用されませんので、関係法令等の基準で設計を行ってください。

「構造上の基準」：施行規則第40条 別表第8，別表第9（P 5－14）

「構造上の基準の適用除外」：施行規則第41条 別表第7（P 5－14）

「技術的基準」（P 5－46）

(5) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること

特定事業の許可を受けた後、定期的に土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（浸透水）を採取し、水質検査を実施する必要があります。

「水質基準」：施行規則第36条 別表第6（P 5－13）

(6) 申請者の欠格要件に該当しないこと

申請者がこの条例による特定事業の許可の取消処分を受けてから3年を経過していない等申請者の欠格要件に該当する場合は、許可をすることはできません。

「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」（P 5－39）で確認してください。

4 他法令等の許認可等について

特定事業の許可申請書を提出し、条例による許可を受けても、他の関係法令等の許認可等を受けていなければ、特定事業を実施することはできません。

申請の前には、事業を行う際に関係する法令等や、その許認可、届出等の要否を十分確認し、必要な手続きを済ませておいてください。

5 申請書の提出について

申請書の提出先は次のとおりです。正本1部、副本2部（環境管理課の所管区域については、副本1部を提出。なお、副本は写しで可）を提出してください。

なお、特定事業が複数の市町村にまたがって行われる場合は、その数に応じて副本が必要となります。

事務所名	連絡先	所管区域
環境管理課 土砂担当	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 電話 (088)-621-2276 又は 2294	徳島市，鳴門市，小松島市， 吉野川市，阿波市，勝浦町， 上勝町，佐那河内村，石井町 神山町，松茂町，北島町，藍 住町，板野町，上板町
南部総合県民局 保健福祉環境部環境担当	〒774-0011 阿南市領家町野上319 電話 (0884)-28-9858	阿南市，那賀町，美波町，牟 岐町，海陽町
西部総合県民局 保健福祉環境部環境担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 電話 (0883)-53-2062	美馬市，三好市，つるぎ町， 東みよし町

6 申請の手数料

- (1) 特定事業の許可 1件につき5万2千円
- (2) 特定事業の変更許可 1件につき3万3千円

○ 土地所有者のみなさんへ

土砂等の埋立て等のために、所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けてください。

不適正な土砂等の埋立て等が行われた場合、土地所有者も知事の措置命令や罰則の対象となる場合があります。

お知らせ

徳島県のホームページの中で、条例の概要や許可申請の手引き等について掲載してありますので、トップページから「土砂条例」、「土砂等の埋立て等」のキーワードで検索し、ご利用ください。